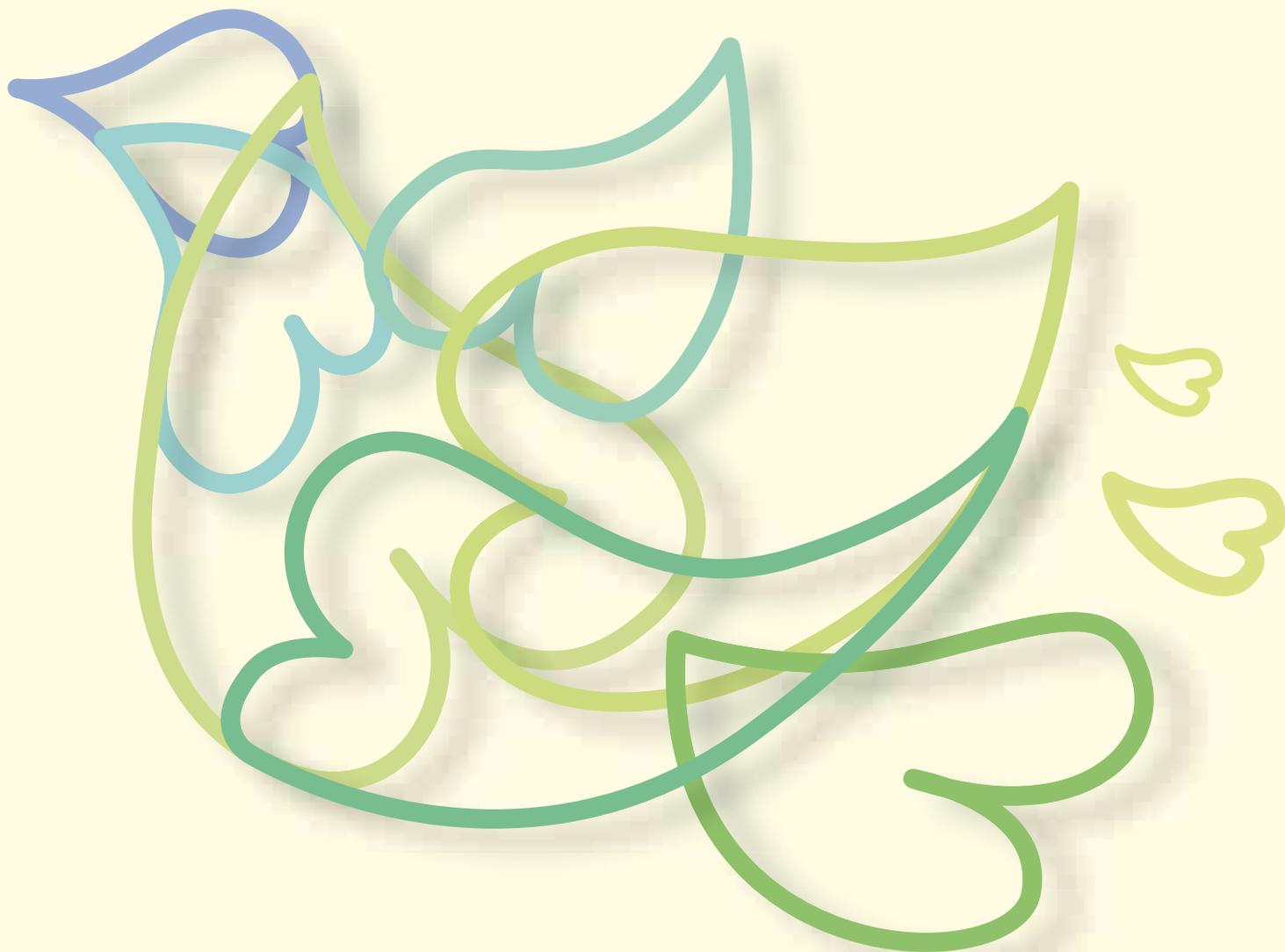


# 大阪府犯罪被害者等 支援のための取組指針



犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、  
だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現をめざして

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に制定され、被害に遭われた方々に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

大阪府は、様々な犯罪等が跡を絶たず、府民のだれもが犯罪被害者等となる可能性がある中で、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進していくため、『大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針』を平成18年12月に策定しました。

# 犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現

## 犯罪被害者等の平穏な日常生活への 復帰を支援するために

幅広い分野にわたる府の施策を横断的・効果的に組み合わせた支援の実施

重点的な取組方針 深刻な状況にある犯罪被害者等に対する平穏な日常生活への復帰支援

早期からの  
支援実施のための  
相談・情報提供を  
充実します

- a 総合的な情報提供・相談窓口の整備
- b 被害者のニーズに対応した各種情報の提供体制の整備
- c 犯罪被害等の状況に応じた相談体制の充実

〈関連施策例〉  
○犯罪被害者等支援施策の総合調整を担う専門セクションの設置  
○大阪府庁全体での各種情報提供体制の整備  
○各種相談機関の連携と相談員の資質向上の推進 他

深刻な犯罪等  
被害からの  
回復を支援します

- a 心身の被害の防止・回復に向けた支援
- b 日常生活への復帰に向けた支援

〈関連施策例〉  
○関係機関の連携によるPTSD等に対する心のケア支援  
○就業支援施策や経済的理由により就学困難な生徒のための支援制度、  
府営住宅の一時使用等、府の制度・サービスを活用した支援の実施 他

### 犯罪被害者等に関する 施策推進のための体制整備

- 大阪府警察本部、民間団体、国、市町村等との役割分担と連携によるオール大阪での推進をめざしていきます。
- 大阪府における横断的な庁内推進体制の強化を図り、各種施策の総合的・体系的な推進を図ります。

〈関連施策例〉  
○独自の活動を展開している民間団体との連携・協働を重視した取組を推進  
○大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議の設置

## 犯罪被害者等を支える 社会づくりのために

犯罪被害者等の視点に立って行動し、支えていくマンパワーの育成

重点的な取組方針 一人ひとりが主体となって取り組んでいくための広報啓発・教育・人材養成等の推進

府民の理解増進の  
ための広報啓発・  
教育を充実します

- a 犯罪被害者等の置かれた現状等についての広報・啓発の実施
- b 学校・地域等における教育・学習機会の充実

〈関連施策例〉  
○犯罪被害者等の置かれた現状について知る学習機会の提供  
○「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)における関係機関・  
団体等と連携した効果的な啓発活動の実施 他

犯罪被害者等を  
社会で支える  
人材養成を推進します

- a 大阪府職員の資質向上に向けた研修の充実
- b 民間団体、市町村等に対する人材養成支援の実施

〈関連施策例〉  
○犯罪被害者等に関する問題についての理解を深めるための、  
府職員を対象とする各種研修機会の充実  
○人材養成支援のための研修プログラム教材等の開発・提供 他

### 犯罪被害者等を 取り巻く現状

#### ◆犯罪の発生状況

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、大阪府における発生件数は、全国の1割を超えている。

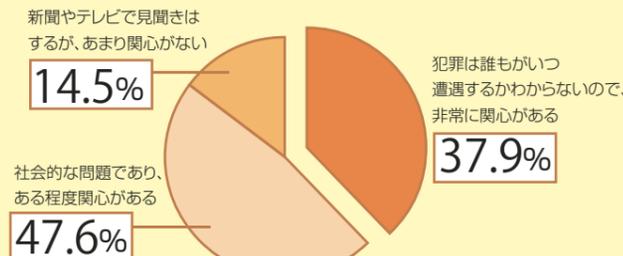
図表 刑法犯認知件数の推移(全国・大阪府)

年次	全国		大阪府	
	総数	凶悪犯	総数	凶悪犯
H12年	2,443,470	10,567	252,367	1,318
H13年	2,735,612	11,967	327,262	1,504
H14年	2,853,739	12,567	300,429	1,473
H15年	2,790,136	13,658	285,307	1,645
H16年	2,562,767	13,064	255,697	1,730
H17年	2,269,293	11,360	249,511	1,520
H18年	2,051,113	10,123	232,451	1,255

〈資料〉警察庁調べ ※H18年は暫定値

#### ◆犯罪被害者等支援に関する府民の意識

「自分もいつ遭遇するかわからない」と自分自身の問題として高い関心をもっている府民は、4割に満たない。



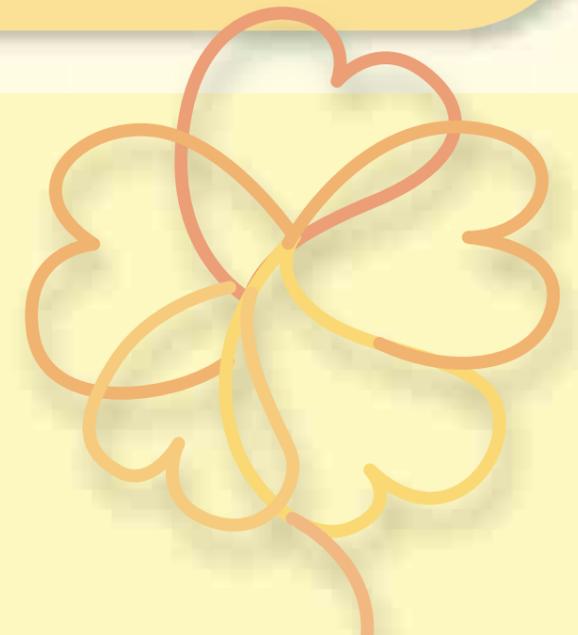
(平成18年度インターネット府政モニターアンケート結果)

#### ◆犯罪被害等が与える影響

犯罪被害者等は、直接的な被害に加え、被害後に生じる様々な二次的被害にも苦しめられている。

##### 二次的被害(例)

- 事件に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調
- 医療費の負担や失業、転居などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話や過剰な取材、報道によるストレス など



## 用語の定義

## (1)「犯罪被害者等」

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。(犯罪被害者等基本法 第2条第2項)

- 害を被ることになった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所そのほかによる限定をするものではない。

## (2)「犯罪等」

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(犯罪被害者等基本法 第2条第1項)

- 「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強姦、傷害、業務上過失致死傷(人身事故)等、刑法その他わが国の刑罰法令に触れる行為を意味する。
- 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいう。

## 犯罪被害者等基本法(抄)

(平成16年法律第161号)

## &lt;前文&gt;

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力を重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## (目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

## (基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。